

高教組は 若い教職員の皆さんの要求や願いの実現を応援します

私たち高教組は、教職員の労働条件を改善し、働きやすい職場づくりや、豊かな教育を実践できる学校づくりを、みんなの力ですすめることをめざして活動しています。その中で、若い教職員の皆さんの様々な要求や願いが実現するように一緒になって頑張りたいと思っています。

まず、若い教職員の皆さんに、勤務時間や休暇制度、賃金などの労働条件について、今後、この「Cheer」の紙面上で解説をしていきます。質問などがあれば、分会長にお尋ねください。



学校現場の長時間労働の現状は 健康を害する危険なレベルにあります

健康に働くことは、全ての労働者の基本的な願いです。しかし、電通での過労自死に代表されるように、日本の労働現場では「過労死」が根絶されていません。その最大の原因は、長時間労働の是正がすすんでいないことです。そして、それは長崎県の学校現場でも同様です。

毎月の出退勤時刻調査の県全体の集計では、昨年4月～11月の超過勤務が月100時間超・80時間超・45時間超の教職員の割合は、いずれも前年同時期より増加し、それぞれ、10.8%、18.1%、38.8%となっています。法制化がめざされている残業の上限規制の議論の中でも問題にされてるとおり、月80時間超は過労死ラインであり、45時間超は健康に影響が出るとされているラインです。

こうした長時間労働の中で、実際に教職員が健康を害している状況があります。県の総括安全衛生委員会では、精神疾患による病気休職者が、ここ数年14～16人いることが報告されています。精神疾患で1ヶ月以上の病休をとった人は、20～30代でも、毎年5～6人います。

法律では 教育職員には時間外労働を 命じられないことになっています

学校現場で長時間労働が多くなっている原因の

一つとして、教育職員には残業手当がないので、勤務時間外に仕事をするということについて、あまり意識してこなかったことがあげられます。これは、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)と給特条例(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例)によって、「教育職員については、原則として時間外勤務を命じない」と規定されていることを背景にしています。

長崎高教組は、全国組織である全教(全日本教職員組合)とともに、教育職員の時間外労働に対して残業手当を支給するよう法律を改正することを求めています。現行法の下では、勤務時間の振替が行われない時間外労働は、法的には認められない「不払い労働(サービス残業)」ということになります。

このため、文科省や県教委は、長い間、「教育職員の時間外労働はない」という立場をとっていました。しかし、近年は、過重労働による教職員の健康障害を防止するという立場から、出退勤時刻調査を実施し、長時間労働の是正を課題として掲げています。県教委が今年2月に、高校教育課長名で出した文書でも、前述のように超過勤務が増加していることにふれて、「全教職員で業務の適正化に努めていただくようお願いいたします」と述べています。県教委もよびかけている「業務の適正化(負担軽減)」を職場でしっかり議論しましょう。



○公務員の労働組合としての高教組について

労働組合というと、民間労働者の団体という印象をお持ちの方がおられるかもしれませんが、高教組は、自治体当局と団体交渉等ができる地方公務員法に規定された「職員団体」として、県の人事委員会に登録している公式の労働組合です。ですから、雇用主の代表である県教育委員会の教育長が交代した場合には、被用者(教職員)を代表する団体である高教組の事務所に、就任のあいさつにみえられます。そういう位置付けの団体です。